

デジタルエコノミーと税制研究会

デジタルエコノミーと税制

— 税と社会保障によるデジタル・セーフティネット —

2024年11月

はじめに

6月に実施された給付金・定額減税一体措置では、減税の恩恵を十分に受けられない世帯に対し給付が行われ、実施主体となった市区町村では大変な負担を強いられたと同時に、当研究会で一貫してテーマにしてきた税と社会保障（給付）の連携の必要性が再認識されました。

当研究会では、これまで「デジタルエコノミーの発達と税制の課題」（2018年）、「ギグエコノミーと国際課税」（2019年）、「デジタル・セーフティネットの構築に向けて」（2020年）、「税制のデジタルトランスフォーメーション」（2021年）、「デジタル・セーフティネットの基盤整備」（2022年）、「所得情報と社会保障給付の連携」（2023年）を提言してきました。今回は、「税と社会保障によるデジタル・セーフティネット」をテーマに、デジタル・セーフティネットの構築には税と社会保障を連携させる制度とシステムが不可欠であることを改めて取り上げています。

持続的な賃上げ、金融政策の正常化等、日本経済は好循環の実現に近づく一方で、地球温暖化や地政学リスクの高まり等の不安材料も抱えています。今後は、社会構造の変化や働き方の多様化等を踏まえ、税（所得）と社会保障（給付）の情報を連携したきめ細かい社会保障給付がますます重要になると考えています。

マイナンバーカードやマイナポータルのデジタル社会のインフラとしての普及・活用が進むことで、デジタル経済の進化を活かしたプッシュ型給付の実現も可能になると期待しています。社会保障制度における応能負担の考え方は、所得のみから所得と資産・資産性所得へと拡大しています。預貯金口座や金融以外の資産とマイナンバーの紐づけがすすめば、社会保障の負担と給付について資産・資産性所得も勘案することが可能になり、より公平で効率性の高い社会の実現につながると考えております。マイナンバーの利活用拡大に向けては、策定されたロードマップに基づき、今後、具体的な検討が行われます。本報告書の提言が、そのような検討の一助となれば幸いです。

デジタルエコノミーの時代が到来したと言われますが、それをめぐる知見はそれぞれの専門家・専門分野に限定されがちです。この研究会では、税法、税務実務、法務、金融、AI、デジタルエコノミーなどに詳しい専門家が集まり、デジタル時代の税制や税務行政のあり方をバランスよく議論をしていくことを目指していきたいと考えています。

最後に、研究会の運営、報告書の作成について、全面的にご尽力いただいた本研究会の事務局、株式会社 NTT データ経営研究所の稲葉由貴子さん、三田雄登さんには、厚く御礼申し上げたいと思います。

2024年11月

「デジタルエコノミーと税制研究会」座長

東京財団政策研究所研究主幹 ジャパン・タックス・インスティテュート代表理事

森信茂樹

デジタルエコノミーと税制研究会について

本研究会は、森信茂樹東京財団政策研究所研究主幹、ジャパン・タックス・インスティテュート代表理事を座長とし、「デジタルエコノミーの健全な発達と調和した税制のあり方」についての提言を行うことを目的とする研究会です。2006年から11年間にわたり報告書を出してきた「金融税制・番号制度研究会」を引き継ぐ形で、2017年9月に第1回会合を開催し、既に8年目になりました。モノからサービスへの転換、ユーザーの参加するプラットフォームという発明、企業価値の無形資産化、背後にあるビッグデータの存在と人工知能（AI）の発達による新たなビジネスモデルなど、多くの経済社会の変化をもたらしたデジタルエコノミーの発達が、課税の世界にどのような影響を及ぼすのかに、我々の問題意識があります。

最初の報告書は2018年11月に公表しました。本提言は一般社団法人ジャパン・タックス・インスティテュートのホームページ（<http://www.japantax.jp/teigen/index.htm>）にて公開しています。

今後はギグエコノミーとプラットフォーマーの位置づけ、AIの生み出す価値の研究、Web3.0社会への税制の対応など、引き続き様々な分野について検討を行い、タイムリーな提言を行っていきたいと考えています。

デジタルエコノミーと税制研究会

デジタルエコノミーと税制

— 税と社会保障によるデジタル・セーフティネット —

2024年11月

目次

1	日本社会の構造変化と課題	1
1.1	少子高齢化の加速と労働市場の変化	1
1.2	デジタル・トランスフォーメーション	2
2	税制のデジタル・トランスフォーメーション	4
2.1	税務手続のデジタル化	4
2.2	個人住民税の現年課税化	4
3	デジタル・セーフティネットの構築	6
3.1	所得情報の正確な把握－タックスギャップへの対応	6
3.2	税と社会保障の連携	8
3.3	ガバメント・データ・ハブ	9
3.4	社会保障の応能負担	11
4	Web3.0 と税制	13
5	あるべき税制を考える	15
6	デジタルエコノミーと税制研究会メンバー	17
7	研究会の開催概要	18
8	引用・転載について	19

1 日本社会の構造変化と課題

2024年3月、日本銀行はマイナス金利政策の解除、イールドカーブ・コントロールの終了により大規模な金融緩和政策を転換、7月には政策金利の追加引き上げを決定した。6月にはデフレ脱却のための一時的な措置として所得税、個人住民税の定額減税、調整給付が実施されたこともあり、実質賃金がプラスに転換した。日本経済は長年のデフレを脱し、新たなステージへの移行が期待される。

1.1 少子高齢化の加速と労働市場の変化

経済・財政・社会保障の持続可能性の確保を図るために、「経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」(骨太方針 2024)¹では、人口減少が2030年代に加速することが見込まれる中で、長期的な経済成長には成長と分配の好循環により持続的に所得が向上する経済の実現が必要であるとしている。2023年12月にはスタートアップ企業等への成長資金の供給、企業価値向上の成果の家計への還元等のインベストメント・チェーンを支えるアセットオーナーシップ改革を含む「資産運用立国実現プラン」²が公表された。2024年1月に開始された新 NISA は、非課税保有期間や制度の恒久化、非課税投資枠の拡大等により家計の安定的な資産運用手段として定着しつつあるが、さらなる利便性向上等に向け、デジタル化、簡素化が進められている。また、2024年は、2019年の労働基準法改正で時間外労働の上限規制に猶予期間が設けられていた運送業、建設業、および医師についても上限規制が始まり、中小企業を中心に人手不足はますます深刻化している。三位一体の労働市場改革に加え、多様な人材が安心して働き続けられる環境を整備するとして、高齢者の活躍、テレワークの推進、フリーランスの安全衛生対策等が求められている。

フリーランスについては、令和2年(2020年)度の成長戦略実行計画において、安心して働ける環境整備に取り組むことが閣議決定され、2023年4月に、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(いわゆるフリーランス新法)が成立した(2024年11月1日施行)。令和4年(2022年)就業構造基本調査では、基幹統計として初めてフリーランスの働き方の調査が行われる等、働き方や就業形態の多様化が定着しつつある。一方で、税・社会保障については、就業形態の多様化に必ずしも十分な対応ができておらず、ギグワーカーも含めた者へのセーフティネットは十分ではない。

就業形態の多様化によるフリーランスやギグワーカー等の新しい働き方の増加は、事業所得や雑所得等の給与所得以外の稼得手段の多様化ももたらしている。税制については、平成29年度、30年度の

¹ https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2024/2024_basicpolicies_ja.pdf

² https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/bunkakai/sisanunyou_torimatome/plan.pdf

税制改正において人的控除の見直しが行われ、配偶者控除、配偶者特別控除の見直し、給与所得控除、公的年金等控除の一部の基礎控除への振替等が行われた。基礎控除、給与所得控除には上限額が設けられたが、概算で控除される給与所得は、実額で控除される事業所得に比べ一般的に控除額が大きいことが、所得間の課税上のバランスの観点から指摘されている。

一方で、所得の捕捉率の観点からは、フリーランスやギグワーカー等の増加が新たなタックスギャップをもたらしている。給与所得者の多くが年末調整のみで納税手続きを完了し、確定申告の必要がないことから、納税意識が希薄であることも要因のひとつと考えられる。今後は、複数の事業所から給与所得を得る場合も含め、確定申告が必要な納税者が増加することも考えられ、新しい働き方の増加と併せたデジタルを活用した簡素で効果的な税制のあり方の検討が期待される。

一方、社会保障制度については、長らく、所定労働時間および所定労働日数が通常の就労者の概ね4分の3以上の労働者について被用者保険の対象とされてきた。2012年の改正以降、週労働時間20時間以上の短時間労働者について、一定の要件の下、従業員500人超の企業から順次適用が拡大され、2024年10月からは50人超の企業に引き下げられた。「全世代型社会保障構築会議報告書」（令和4年12月16日）では、働き方に中立的な社会保障制度等の構築として、週労働時間20時間未満を含む短時間労働者やフリーランス・ギグワーカーについても被用者保険の適用拡大に向けた検討を進めることが盛り込まれたが、フリーランス・ギグワーカーの社会保険適用については、2040年頃を見据えた中長期的な課題とされている。

1.2 デジタル・トランスフォーメーション

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2024年6月21日閣議決定）³では、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（2020年12月25日閣議決定）で定めたビジョン、およびビジョンを実現するために「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2021年12月24日閣議決定）で示した6つの目指す社会について、現在においても追求していくべきものとの認識を示した。人口減少及び労働力不足、産業全体の競争力の低下、災害やサイバー攻撃などの脅威等の重点課題に対応するために、さらなるデジタル化の推進が必要である。自治体間、および行政機関間の情報連携基盤である公共サービスメッシュの整備に並行して、自治体の基幹業務システムの統一・標準化、ガバメントクラウドへの移行等を進めることで、行政事務の効率化、申請時の添付書類の削減等による国民の利便性向上につながることを期待される。

公共サービスメッシュは2025年度末までの実現が目指されていたが、移行は必ずしも順調に進んでいないわけではないようだ。既存システムの移行には各自治体の個別の対応が必要なことに加え、先行事業を見るとガバメントクラウドの利用が必ずしもランニングコスト削減につながらない自治体もあり、クラウド利用

³ <https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program>

料の低廉化やクラウド最適化の取組等が必要である。努力義務となっているガバメントクラウドへの移行が一部にとどまると、十分な効果が得られない可能性が高くなることも含め、さらなる取組が必要である。

2 税制のデジタル・トランスフォーメーション

2.1 税務手続のデジタル化

2024年1月より、給与所得の源泉徴収票、国民年金基金掛金、iDeCo、小規模企業共済掛金がマイナポータル連携により、所得税確定申告書の自動入力の対象となり、確定申告に必要な主な証票等の情報は、すべて自動入力されることになった。納税者本人によるマイナンバーカード方式でのe-Tax利用は対前年比125.5%の高い伸びを示し、法定調書の情報を申告時に納税者へ還元することが、自主申告の加速、申告漏れリスクの減少につながっていると想定される。今後、確定申告が必要な個人がさらに増加することが見込まれる中で、税務当局の事務の効率化も実現できる。当研究会が、前身の金融税制・番号制度研究会以来10年以上にわたって提言してきた、マイナポータルを活用した日本版記入済み申告制度の導入による利便性向上の成果と考えられる。

2.2 個人住民税の現年課税化

住民税の現年課税化は、長年、検討が続けられてきた。1968（昭和43）年の政府税制調査会の「長期税制のあり方についての答申」では、「現在、住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生の時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得者以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である。」とされている。

それから半世紀以上が経過し、地方税が前年所得課税であることの不都合は、退職だけでなく、転職の増加、フリーランスやギグワーカー等の所得の変動の大きい働き方の増大、増加を続ける外国人労働者が1月1日前に帰国すると課税できない等にまで拡大している。個人住民税の現年課税化はこれまで以上に必要性が高まっている。

現年課税化の課題は、移行時に納税義務者に移行前年の所得と移行年の所得に重複して課税負担が生じること、および個人住民税額の計算や源泉徴収、年末調整の事務負担を誰が行うかにある。現在は、個人住民税は賦課課税方式が採用され、各市町村の税務部局が前年度の給与支払報告書や公的年金等の支払報告書、確定申告書等に基づき住民税額を計算し、住民税決定通知書を納税者本人や特別徴収を行う企業に送付している。

現年課税化についてはいくつかの案が検討されている。その一つである所得税方式は、毎月の源泉徴収は全国一律で行い、年末調整の段階で各自治体の税率や独自事項を反映させる方式で、企業には住民税額の計算や年末調整等の追加的な手間が生じることが懸念される。もう一つの市町村精算方式

は、企業による源泉徴収と年末調整は全国一律に行い、各市町村が最終的な税額を決定して納付または還付を行う方式で、所得税方式に比べ企業の負担は小さいが、市町村に源泉徴収税額との差額の還付や追徴の事務負担が生じる。

国民の多く、特に所得税も個人住民税も給与から天引きされる企業の従業員は、今年の所得に対する課税か、前年の所得に対する課税かはほとんど意識していない。地方税は自治体が一定の範囲で独自に税率を決定できるとされているが、実際には所得割の税率はほとんどの自治体で基準税率が採用されており、累進税率制ではないため所得税よりも年末調整が容易との指摘もある。地方税については共通納税システムが導入済みで、均等割については市町村が独自に徴収することや、カナダのように国税と地方税を併せて徴収する案なども考えられる。保険料控除、住宅ローン等控除等の所得税との計算方法の違い等はあるが、デジタル化等の技術を駆使すれば、地方税の現年課税化のハードルは予想よりも低い可能性がある。低所得者の所得額や世帯の情報等は基礎自治体でしか保有していないため、後述するセーフティネットなどの給付については、市町村が主体とならざるを得ないことを考え合わせると、個人住民税の現年課税化を進めていくことの必要性は高い。

賦課課税方式は市町村にとって非常に大きな負担となっているにも関わらず、昼夜間人口の違い、遠隔地での就業や就学、サービス享受等のオンライン生活、二拠点生活の普及等の変化やふるさと納税の拡大等により、現行の地方税のしくみは、地域社会の会費としての住民税の性格に適合しない部分が生じてきている。副業等が増えて多くの人が確定申告をするようになれば、年末調整の必要性自体、見直しが必要となる可能性もある。マイナンバーカードが広く普及してきたことを前提に、改めて最適なしくみを検討することが必要と考える。

3 デジタル・セーフティネットの構築

2024年6月の給付金・定額減税一体措置では、定額減税しきれない所得層は900万人程度と見込まれ、市区町村は令和5年度の所得を基に、1万円単位で調整給付を行った。市区町村にとっては負担の大きな事務となった。

一方で減税と給付を併用して行うという今回の施策は、給付付き税額控除を実施したと捉えることも可能である。給付付き税額控除は、課税所得から控除しきれない控除額を給付する税額控除と給付が一体化したしくみで、低所得者の就労インセンティブを高めるだけでなく、生活保護の手前で苦しい生活を送る勤労者にとってはセーフティネットの役割を果たしている。調整給付により、1世帯10万円の給付を受けられた住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯と、10万円の給付を受けられない住民税所得割課税世帯の間で、措置の効果に逆転が生じないようにしたことも、給付付き税額控除の趣旨と類似している。

定額減税の調整給付の対象は所得税と住民税の所得割であったが、所得税についても市区町村で給付を実施したこと、および給付時期を早めるために2023年の所得税額を2024年の所得税額とみなしたことで、ふたつの問題が生じた。

ひとつは、各市区町村は2023年の給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書等を入手しているが、市区町村によっては必ずしもすべての情報が税務システムに取り込まれているわけではないため、それらの自治体ではモデル推計式を使用して算出した2023年の所得税額を使用したことである。もうひとつは、2024年の所得税額確定後に、減税＋給付額が不足する場合は2025年に追加支給が必要になることである。モデル推計式を使用せざるを得なかったのは、市区町村が税務当局の保有する2023年分の所得や所得税等の情報を確認できないため、市区町村が税務情報または税務当局に取り込まれる前の段階で同じ内容の情報を確認できれば、少なくとも2023年の所得税の情報を推計する必要はなかった。また、2025年に追加支給が必要になるのは、税務当局も市区町村も年末まで個々の所得情報が把握できないため、給付時期が年1回、所得税の申告後になることが課題となった。今回の実施を踏まえ、的確な給付の実施には所得情報の正確な把握、および税と社会保障の連携が必要であることが再認識された。

3.1 所得情報の正確な把握－タックスギャップへの対応

所得情報の正確な把握は、セーフティネットを含め、国民に対する適切な支援・給付には不可欠である。所得情報は、税務当局が給与所得、退職所得、弁護士・税理士・外交員等の報酬、原稿料、講演料等を支払調書により収集しているが、提出範囲は予め法律で定められており、法律に定めのない職種や限度額以下の場合には提出が免除される。民泊や雇用関係のないフードデリバリー、オンラインマーケットプレイスでの自作の商品の販売等、働き方の多様化に伴い増加しているフリーランスやギグワーカーは、多く

の場合、支払調書の提出は行われていない。適正な給付のための所得情報収集には、支払調書の提出範囲や源泉徴収義務の拡大が効果的であると考えられる。

デジタルプラットフォームを利用した活動を税務当局が把握することが課題となり、OECD では 2019 年にシェアリングエコノミーおよびギグエコノミーの売主に対する効果的な課税の方法として、プラットフォーム事業者に対し情報義務を課すことを挙げ、管轄地域に物理的に存在しないプラットフォームについては税務当局相互間で情報交換することを提案した。2020 年には、関係国・地域の税務当局間で、シェアリングエコノミーおよびギグエコノミーの売主が実現した取引および所得の情報を統一的な基準により交換するためのモデルルールが公表された。EU では、2021 年に採択されたデジタルプラットフォーム事業者に課した販売者の収益の報告義務（DAC7）が 2023 年に開始され、2024 年 1 月に最初の情報交換が行われた。OECD のモデルレポーティングルールに署名した英国やカナダでは、2024 年 1 月から情報収集を開始し、2025 年には参加国間での情報交換が開始される計画である。

わが国では、デジタルプラットフォーム事業者に販売者の収益を報告する義務を課してはいないが、令和 6 年度税制改正で、国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う電気通信利用役務の提供について、対象となる電気通信利用役務の提供に係る対価の額が 50 億円を超えるデジタルプラットフォーム事業者を特定プラットフォーム事業者に指定し、消費税の申告納税義務を課す制度が導入された。取引の仲介者であるデジタルプラットフォーム事業者に、国外事業者から電気通信利用役務の提供を受けた国内事業者に課す消費税のリバースチャージ方式と類似の義務を課すもので、消費税ではあるものの、わが国におけるデジタルプラットフォーム事業者を利用した税の透明性と情報義務に関する枠組みの最初の取組として、極めて注目される改正である。

一方で、国内のデジタルプラットフォーム事業者に、OECD のモデルレポーティングルールに適合する情報報告義務を課すことには様々な課題がある。情報交換の項目として販売者の氏名、住所、生年月日、納税者番号（法人の場合は企業名、住所、納税者番号）を報告する必要があるが、国内のシェアリングエコノミーのプラットフォーム事業者は、連絡手段が確保できれば必ずしも氏名や住所の登録を必要としていない場合があることに加え、マイナンバー法で民間事業者の番号取得・活用は、税、社会保障、災害対策目的の利用を除き禁止されているためである。エントリーのハードルが低いことがシェアリングエコノミーやギグエコノミーの普及に寄与している側面もあるため、プラットフォーム事業者に情報提供義務を課すことが取引拡大の阻害につながらないかといった懸念もある。

しかし、国内のプラットフォーム事業者の情報提供が受けられなければ、国際的な情報交換の枠組みに参加することはできない。タックスコンプライアンスの観点からも、一定規模以上のデジタルプラットフォーム事業者がシェアリングエコノミーの販売者やギグワーカー等に対し収入情報をマイナポータルへ提供することから始め、支払調書の提出等により税務当局への情報義務を課すことへと検討を進めていくことが必要と考えられる。

3.2 税と社会保障の連携

当報告書は、これまで給付付き税額控除についてわが国への導入を提言してきた。給付付き税額控除は、減税（税額控除）と社会保障給付（還付）を組み合わせ、勤労インセンティブを刺激し、自助努力による生活水準の向上を図るという考え方（ワークフェア）のもとに英国や米国で導入された制度で、基本的な仕組みは、「一定以上の勤労所得のある世帯に対して、勤労を条件に税額控除（減税）を与え、所得が低く控除し切れない場合には還付・給付する。税額控除額は、所得の増加とともに増加するが、一定の所得で頭打ちになり、それを超えると逡減し最終的には消失する」という内容である。税制のしくみの中で給付（還付）まで行う制度であるが、先進諸国の例をみると、徴収の一元化を前提に税務官庁が執行する国（米国・韓国）と、情報連携により社会保障官庁が一元的に給付を行う国（英国・カナダなど）の2つがある。わが国で導入する場合には、国（社会保障官庁）が制度・システムを作り、地方自治体が給付事務を行うという英国型（ユニバーサルクレジット）を目指すことが現実的であろう。課題としては以下の2つがあげられる。

第1は、所得（収入）情報の迅速な把握が可能な制度の構築である。英国では、給与所得者について、企業が毎月の給与、源泉徴収税、社会保険料等を、支払と同時に歳入関税庁に報告するリアルタイムインフォメーションが導入されている。

第2に、そこで得られた所得情報を給付官庁に直ちに情報連携する仕組みの構築である。ユニバーサルクレジットの下では、直ちに連携され、月々の給付額に反映される。

わが国でこのような制度を導入するにはどのような条件が達成できればよいだろうか。

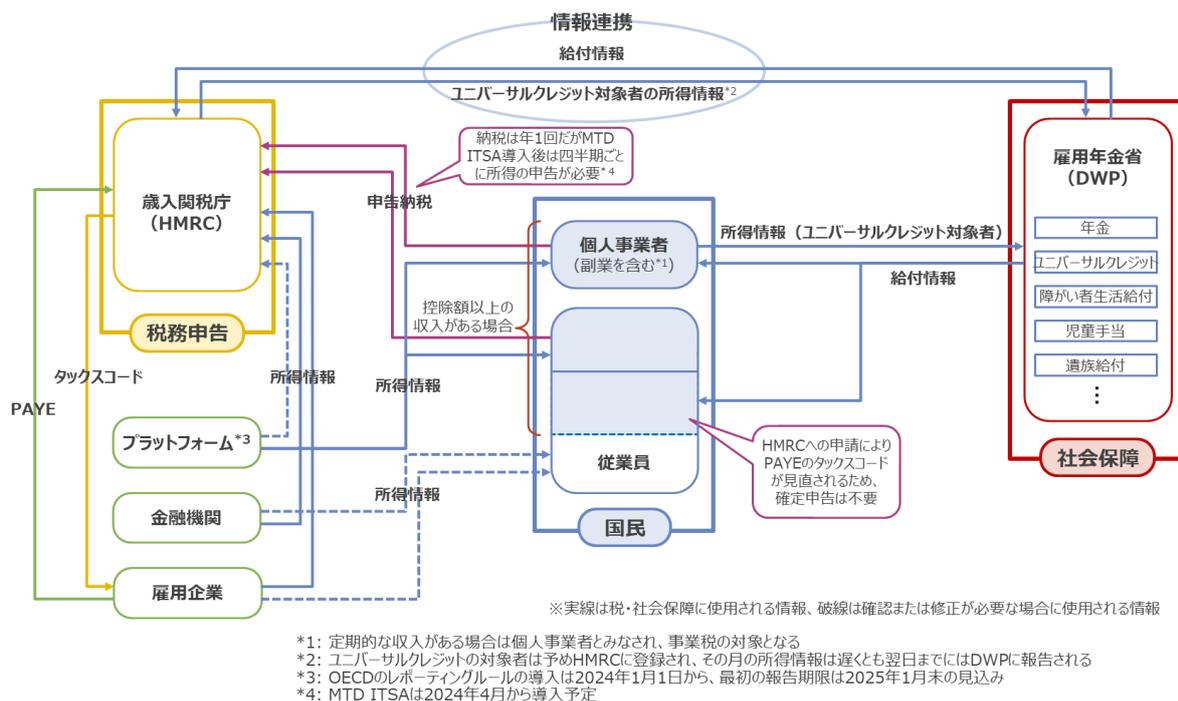
所得情報の迅速な入手については、国税庁では、先述のように、マイナポータルを活用して申告に必要な情報がデジタルでe-Taxと連携されており、今後も、雇用者、各企業・事業者からの源泉徴収票のオンライン提出は進んでいく。また、令和5年度税制改正において、地方公共団体に給与支払報告書を提出することによって国税当局に源泉徴収票を提出したとみなす見直しが行われたことにより、令和9年から、源泉徴収票の提出義務のない年間500万円以下の者についても、国と地方の情報連携（eLTAX）を通じて給与支払報告書のデータが国税に連携される。

一方デジタル庁では、2025年度をターゲットに、自治体側の住民データの標準化とガバメントクラウドを活用した情報連携の基盤整備（公共サービスメッシュ）に向けた作業が進んでいる。これが整えば、ガバメントクラウド上で、自治体で保持している個人の所得データを給付等のサービスに連携させることが技術上可能になる。このように、納税者の所得情報の入手と情報連携にむけてのインフラは進みつつある。

英国のリアルタイムインフォメーションは、企業が従業員への毎月の給与の支払と同時またはそれ以前に、歳入関税庁に給与、源泉徴収税、社会保険料等の額を報告すると、歳入関税庁が予め登録されたユニバーサルクレジットの受給者の所得情報を遅くとも翌日までに雇用年金省に連携し、月々のユニバーサルクレジットの支給額に反映されるしくみである。給与所得者以外については、ユニバーサルクレジットを受給するためには本人が雇用年金省に所得情報の変動を報告する必要があるが、給付と結びついているため報告のインセンティブがある。今回の給付金、定額減税一体措置では、給与所得者の定額減税は、6

月以降、給与支払者により毎月の源泉徴収税額から順次控除された。これは所得情報、源泉所得税の最新で正確な情報が使用されたことを意味し、リアルタイムインフォメーションと通じるものがあると考えることができる。英国はリアルタイムインフォメーションの導入に合わせて年末調整を不要とし、企業の負担軽減を図った。わが国がデジタル・セーフティネット²で英国型の税と社会保障給付を連携したしくみを目指す際には、この辺りの考慮も必要になる。

図表 1 英国の税と社会保障の連携のイメージ



3.3 ガバメント・データ・ハブ

2022年1月に開始された国税庁認定のクラウドサービス等を利用した法定調書の提出により、税務当局に提出される前の段階で、他の行政機関と連携するしくみが整理された。このしくみは、法令に基づき、これまで企業から各行政機関に提出していた各種資料について、企業が民間提供のクラウド上にデータを保存し、そのデータへのアクセス権を各行政機関に付与するもので、デジタルガバメントの原則であるワンズオンリー原則に基づくものである。各行政機関がアクセス権を用いて当該データを入手することにより、各行政機関への個別の資料の提出が不要となる。

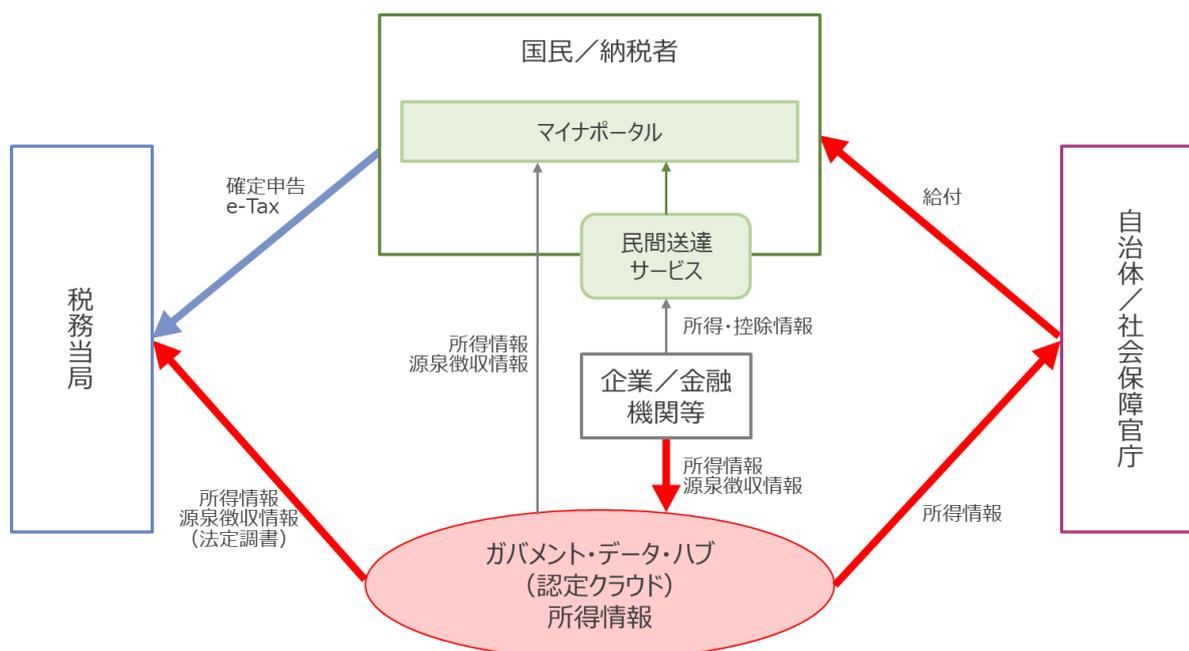
企業が有する電子データに各行政機関が各々アクセスするしくみなので、情報共有の迅速化、情報の保護という利点がある。加えて、行政機関が収受した情報の二次利用ではなく、生の電子データへのアクセスであるため、行政機関にとって個人情報保護や守秘義務等の制約が少ないと考えられる。しかし、民

間のクラウドサービスを利用するしくみであるため、企業とクラウドサービス事業者の間でクラウド利用契約の締結が必要となり、初期投資費用やクラウド利用料などの負担が生じて活用のインセンティブが働かないこと、民間企業が既に利用しているクラウドサービスへのアクセス権を与える場合には民間企業側に抵抗感が生じること、など多くの課題がある。

2024年1月に始まった新NISAでは、各金融機関から一定のクラウドを利用して提供される情報を国税庁が名寄せして、複雑化した非課税保有限度額の管理に活用するとしている。このしくみを応用し、税と社会保障給付を連携する拠点として、「ガバメント・データ・ハブ」を整備することを提唱する。

現在、納税者本人に通知されている源泉徴収票や特定口座の年間取引高報告書等の所得に関する情報を、雇用する企業や金融機関等からガバメント・データ・ハブに提供することで、本人はマイナポータル経由で取得することができ、社会保障官庁や自治体に共有することも可能になる。ガバメント・データ・ハブを国が構築・運用することで、民間の利用も促進される。公共サービスメッシュが構築されればシステム的には税と社会保障の連携が可能になるが、連携の対象とするデータおよび頻度等について、政策的な検討を進めておく必要がある。

図表 2 ガバメント・データ・ハブによる税（所得情報）と社会保障給付の連携（イメージ）



※企業/金融機関等は、法定調書の対象となる情報はガバメント・データ・ハブに記録、それ以外の情報は民間送達サービス経由で提供する

なお、わが国では、企業は、源泉徴収した源泉所得税を原則として翌月10日までに国に納付するが、報告する情報は支給額、税額、および支給した人数の合計値のみである。これは現行の所得税が年間所得に対する課税であるため、月次の情報は必要ないという前提に基づいているが、税と社会保障給付の連携を実効的なものとするためには、英国のユニバーサルクレジットにおけるリアルタイムインフォメーションのように、企業が源泉所得税を納付する際に個人ごとの情報を報告するよう変更する必要がある。

英国はリアルタイムインフォメーションの導入に合わせ、企業による年末調整を廃止し、毎月調整を行う方式に変更したが、わが国の年末調整は、年の途中で給与の総額や扶養親族の数等に変動があった場合に必要となる年税額との不一致の調整に加え、英国と異なり、生命保険料や地震保険料等の支払い、住宅ローンの返済等を行った場合の所得控除を行っている。年末調整の結果として、多くの給与所得者が確定申告の手続きが不要とされる一方で、企業の負担は大きく、プライバシーの問題も生じている。確定申告を行う納税者が極めて少ないことは、申告納税制度における原則と例外の逆転であり、タックスコンプライアンス意識の希薄さにつながっているとの指摘もある。わが国でも月々の所得の正確な把握を志向し、年末調整の軽減または廃止まで含めて検討するのか、議論が必要であろう。

年末調整の廃止には、扶養親族数や給与等の支給額の変動を、月々、年初にさかのぼって調整すること、および生命保険料等の控除を毎月行うか、または納税者本人が確定申告で行うことが必要になる。その際、デジタルを活用した申告利便の向上に向けた選択肢を考えることも求められる。なお、年末調整の軽減または廃止は、個人住民税の現年課税化の議論においても課題になることも併せて考慮すべきである。

3.4 社会保障の応能負担

社会保障における応能負担の考え方は、古くは「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）の「負担能力に応じた公平な負担のためには、所得だけでなく金融資産等の保有状況も考慮に入れることが必要」等に見ることができるが、保険料の徴収等に金融資産等の保有状況を考慮することは、これまでは把握が十分にできないために進んでこなかった。

しかし、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）⁴では、「『全世代型社会保障』は、年齢に関わりなく、全ての国民が、その能力に応じて負担し、支え合うことによって、それぞれの人生のステージに応じて、必要な保障がバランスよく提供されることを目指すものであり、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心となっているこれまでの社会保障の構造を見直していく必要がある」として、2028 年度までに実施について検討する取組として、医療・介護保険における負担に金融所得、金融資産等の保有状況を反映することを挙げている。期限が切られたことで、具体的な取組が必要になった。

金融資産の正確な把握には預貯金口座へのマイナンバー付番が必要であるが、強制力がないこともあり、普及は進んでいない。2024 年 4 月 1 日からは、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（口座管理法）に基づく預貯金口座へのマイナンバー付番が開始された。預貯金者はマイナンバーを金融機関に告知する義務はないが、金融機関の預貯金口座への付番を促進するしくみや、災害時や相続時に口座に関する情報を得られるようにする制度の創設が盛り

⁴ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/zensedai_shakaihosho_kochiku/dai10/siryoushu2-2.pdf

込まれたにも関わらず、付番は進んでいない。今後の課題としては、公平性の観点から、不動産等、金融以外の資産の評価や、未実現利益や負債に対する考え方等も含め、資産課税等も絡めた整理が必要と考えられる。

4 Web3.0 と税制

Web3.0 においては、長らく税制上の課題とされてきた暗号資産の期末時価評価課税の問題について、2023 年度税制改正で自社が発行し継続的に保有する暗号資産（ガバナンストークン等）を時価評価の対象外とする見直しが行われたのに続き、2024 年度税制改正で発行者以外が保有する譲渡制限付暗号資産についても、時価法と原価法のいずれかを選択をすることができるようになった。ただし、企業が Web3.0 関連の投資等を行おうとする場合、監査を依頼できる監査法人が見つからないことが障害となって投資が進まない等の課題があるとされる。

投資事業有限責任組合（LPS）によるトークンの取得・保有につき、2023 年 4 月に経済産業省が有価証券に該当するトークン（セキュリティトークン）への投資が可能との解釈通知を公表した⁵。投資事業有限責任組合法（LPS 法）で取得・保有することができる有価証券をブロックチェーン上でトークン化したに過ぎないとの解釈である。同様に、原資産を取得・所有する有価証券に該当しない企業組合持分、金銭債権、知的財産権、約束手形についても、ブロックチェーンを利用して資産の移転に係る事務処理をできると示した。また、2024 年 5 月には、LPS が合同会社の持分、および一定の要件を満たす暗号資産を取得・保有できるとする LPS 法の改正が行われた。合同会社の持分の取得解禁は、LPS による合同会社をブロッカーとした暗号資産の投資や、合同会社型 DAO への投資に道を拓くものである。LPS による暗号資産への直接投資については、詳細は政省令を待つ必要があるが、Web3.0 企業が発行する暗号資産を LPS が直接保有して Web3.0 企業を育成することが可能になることが見込まれる。

DAO は、デジタルネイティブな事業体として、種々の目的のために組成が行われる。基本的には、ウェブサービス等の事業を開発・運営する特別目的会社（SPC）として、トークンを用いて事業のユーザーを含むトークン保有者による経済圏（エコシステム）を拡大するとともに、事業運営により得られる価値向上分を再投資やトークン保有者への還元に充てることにより、経済圏を成長・発展させていく自律的組織である。デジタル空間上の国境を越えた存在で、発行したトークンが経済圏内の通貨として流通するが、外部とのやりとりには事業運営等を通じて獲得した法定通貨が使用される。DAO の社会実装のためには、財産を保有し権利義務の主体となる法人格が必要との声が強くなり、日本では合同会社型、一般社団法人型、NPO 法人型が指向されるが、まずは合同会社型 DAO について、既存の合同会社の制度とのギャップを法改正および解釈により解消する形で、法人格を持つ DAO 設立への道が開けた。DAO の法整備と健全な実務慣行の確立を目指す日本 DAO 協会が設立されたこともあり、今後は一般社団法人型、NPO 法人型の DAO についても法整備を含む検討が進められ、それぞれの法人形態に従った税制が適用されることを見込まれる。

メタバースは、2023 年のグローバルな市場規模が 100 億ドルに近いと推測され、ゲーム以外にも、バーチャル不動産投資、NFT やリアルまたはバーチャルな商品の販売、デジタルサービスの提供、ソフトウェア開発等の種々の経済活動が行われている。メタバースは外部から経済活動が見えにくい点に特徴があるが、

⁵ <https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230417002/20230417002.html>

メタバース内では経済活動の対価として暗号資産等のデジタルマネーが使用されることがあり、この場合、法定通貨への換金が行われ金融機関口座に法定通貨が記帳されるまで、既存の体制では税の捕捉が難しい可能性がある。逆に言えば、メタバース内で経済活動が続けられる限り課税の機会を逸することになりかねず、これが新たな租税回避を生むとの指摘もある。

暗号資産については、複数の国で暗号資産現物 ETF の取扱いが開始されている。国内ではまだ上場は認められていないが、取扱いが開始され、暗号資産現物 ETF に申告分離課税が適用されると、雑所得として扱われる暗号資産現物取引と所得税法上の取扱いが大きく異なることになる。現状、暗号資産については、裏付ける資産がなく投機の対象になりやすいことなどから、金融税制の優遇的な取扱いが認められていない。にもかかわらず、これを原資産とした信託商品とすることにより、損失繰越による損益通算が可能になれば、税の取扱いの差異はさらに大きくなることから、金融当局や税制当局の取扱いが注目される。

5 あるべき税制を考える

技術革新は所得や富の格差を拡大するとされる。新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、格差をさらに拡大した。厚生労働省の令和 3 年所得再分配調査報告書⁶によると、当初所得のジニ係数は上昇傾向にある。また、所得再分配によるジニ係数の改善度を見ると、約 9 割は社会保障による改善度で、税による改善度は 1 割程度にとどまり、国際的にも低い水準である。所得税は累進課税制度が導入されているにも関わらず、申告納税者の所得税負担率は 1 億円を超えるあたりから高所得者ほど低下する傾向を示し、「1 億円の壁」とも言われる。金融所得や不動産長期譲渡所得が、基本的に税率 20%（国税 + 地方税。+2.1%の復興特別所得税）の分離課税を採用しているため、申告所得データを基に合計所得を資本所得と労働所得に分類した実証研究⁷でも、超富裕層の所得の大半が資本所得であることが裏づけられている。金融所得課税の見直しが議論された時期もあるが、社会保障において応能負担が必要とされるのであれば富裕層に対する課税強化は必要で、令和 5 年度税制改正では富裕層ミニマム税が導入された。

超富裕層の所得税負担率が低いのは世界的な傾向で、超富裕層に対する課税強化は各国でも議論にされている。7 月 25 – 26 日にブラジル・リオデジャネイロで開催された G20 財務省・中央銀行総裁会議では、共同声明と併せて「国際租税協力に関する G20 閣僚リオデジャネイロ宣言」⁸が採択された。G20 では初めての税に関する閣僚文書であるが、累進税制は格差是正や強固で持続可能で均衡ある包摂的な成長（SSBIG）等を達成するための重要な手段のひとつであるとして、超富裕層にタックスコンプライアンス確保を求めるとともに、超富裕層への課税に焦点を当てた国内法改正と国際的な税務協力に取り組むこと、BEPS の二つの柱の解決策の最終化および迅速な実施に向けた交渉を早急に完了し、多国間条約に署名すること、国際的な租税協力を強化するため、現在作業が進められている国連国際租税協力枠組条約（UNFCITC）の議論に積極的に関与すること⁹等が述べられている。超富裕層への課税強化は、デジタル経済への課税交渉の第三の柱とすべきと主張する国もあるとされる。

わが国で導入（2025 年から施行）される富裕層ミニマム税は、年間所得 3.3 億円以上の高額所得者に対象者を限定した追加課税措置で、税率は所得税の最高税率の 2 分の 1 に設定されている。「1 億円の壁」と言われる富裕層の金融所得課税強化のために令和 5 年度税制改正で導入されたが、中間層が恩恵を受ける NISA の抜本的拡充・恒久化や、スタートアップへの再投資のための株式譲渡益を 20 億円まで非課税とするエンジェル税制の大胆な拡充と併せて導入するなど、貯蓄から投資の流れや起業意欲を損なわないためのパッケージが工夫されている。税負担の公平性や適正化の観点からは、超富

⁶ <https://www.mhlw.go.jp/content/12605000/R03hou.pdf>

⁷ <https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kyodokenkyu/kohyo/pdf/230100-01ST.pdf>

⁸

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/convention/g20/MinisterialDeclaration.pdf

⁹ 日、米を含む 8 カ国は、UNFCITC の TOR 採択に反対票を投じた

裕層の資産や未実現利益等に対して課税するという考え方もある¹⁰。

資産は国外逃避が容易であることや徴税コストの問題等から、富裕税は導入されても廃止されるケースも多いが、共通報告基準（CRS）に基づく自動的情報交換による租税回避の効果検証や、導入後の富裕層ミニマム税の状況等を見極めたうえで、必要に応じて再検討すべきとの意見もある。消費税は逆進的との批判が多いが、生涯消費は生涯所得に等しい（制約される）。退職後の消費は所得ではなく貯蓄（資産）で賄われていると考えると、消費税のあり方も含めて適正な税負担について検討することが必要かもしれない。

¹⁰ EU では 2%の富裕税の議論が、米国ではバイデン大統領の未実現利益課税提案等がある

6 デジタルエコノミーと税制研究会メンバー

●座長

森信 茂樹 東京財団政策研究所 研究主幹、ジャパン・タックス・インスティテュート 代表理事

●委員（五十音順）

青山 慶二 千葉商科大学大学院 客員教授

安念 潤司 中央大学法科大学院 教授

伊藤 洋 新経済連盟政策部 副部長

上田 祐司 シェアリングエコノミー協会 代表理事、株式会社ガイアックス 代表執行役社長

大崎 貞和 野村総合研究所 主席研究員、東京大学 客員教授

岡 直樹 東京財団政策研究所 主任研究員

小笠原 泰 明治大学国際日本学部 教授

佐藤 主光 一橋大学経済学研究科 教授

岳野 万里夫 日本証券業協会 副会長

富田 惇 三井住友信託銀行業務部 制度・業務企画チーム長

永田 寛幸 資本市場研究会 常務理事、立教大学大学院経済学研究科 特任教授

鳴島 安雄 税理士

増島 雅和 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士

松藤 希代子 みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行経営企画部金融調査チーム 調査役

松原 仁 京都橘大学工学部情報工学科 教授

柳川 範之 東京大学大学院経済学研究科 教授

渡辺 徹也 早稲田大学法学学術院 教授

●オブザーバー（五十音順）

今川 拓郎

大柳 久幸

笥 文貴

添田 隆秀

竹内 啓

田邊 光男

林 良樹

松田 泰幸

安河内 誠

山崎 大介

杉山 亜希子 Airbnb Japan 株式会社公共政策本部 上席渉外担当

●事務局

稲葉 由貴子 株式会社NTTデータ経営研究所社会・環境システム戦略コンサルティングユニット シニアスペシャリスト

三田 雄登 株式会社NTTデータ経営研究所社会・環境システム戦略コンサルティングユニット コンサルタント

7 研究会の開催概要

- 第 34 回 2024 年 1 月 30 日
- ◆ 住民税の現年課税化等
- 第 35 回 2024 年 3 月 27 日
- ◆ プラットフォーム経済と税制をめぐる新たな展望
- 第 36 回 2024 年 5 月 21 日
- ◆ DAO と Web3 に関する最新実務と税制
 - ◆ メタバースの課税
- 第 37 回 2024 年 7 月 17 日
- ◆ 生成 AI と課税 – ロボット課税から AI 利用へ –
 - ◆ デジタルサービス税の広がり と 日本の備え
- 第 38 回 2024 年 10 月 10 日
- ◆ 金融庁の税制改正要望について
 - ◆ 報告書について

8 引用・転載について

当研究会の報告書の一部を引用・転載される場合には、出典（研究会名、報告書のタイトル等）の表記をお願いします。引用・転載された場合は、お手数ですが事務局までご連絡ください。

デジタルエコノミーと税制研究会事務局

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-9 JA 共済ビル 9 階

株式会社 NTT データ経営研究所

社会・環境システム戦略コンサルティングユニット

TEL： 03-5213-4295

担当： 稲葉 (inabay@nttdata-strategy.com)

三田 (mitay@nttdata-strategy.com)